

令和7年度 特色入学者選抜要項

鳥取県立日野高等学校

1 出願資格及び要件

- (1) 本校には、県下全域、及び県外（県外通学及び県外指定地域を含む）から志願することができる。
- (2) 特色入学者選抜に出願できる者は、本校が定める「スクール・ポリシー」及び「スクール・ミッション」を理解し、以下の1から3のいずれかに該当する者とする。
 - 1 部活動、校外の文化的・体育的活動に積極的かつ継続的に取り組んだ者
 - 2 生徒会活動または委員会活動で中心的役割を担い、各活動に積極的に参加した者
 - 3 ボランティア活動または地域の行事に積極的に参加するなど、意欲的に課外活動に取り組んだ者

2 出願書類

特色入学志願書、志望理由書、調査書、志願者数一覧表（※）

- (1) 県外の志願者については、令和7年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領に従って出願すること。
- (2) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を同封すること。
（※）志願者数一覧表は、県内中学校及び県外指定地域中学校が該当

3 入学者の選抜等

合格者は、志望理由書、調査書、面接（プレゼンテーションを含む）及び作文の結果を資料として、総合的に判定して選抜を行う。

(1) 面接について

- ア 面接は原則として受検者1名ずつで行う。
- イ 時間は12分程度とする。
- ウ 面接の冒頭でプレゼンテーションを1分程度口頭で行う。

プレゼンテーションの内容は以下のいずれか1つを選択する。

- a) 中学校でどのような力を身につけ、入学後、その力をどのように発揮したいか
- b) 日野高校に入学して、何を頑張っていきたいか
- c) 日野高校に入学して、どのような力を身につけたいか
- d) どのような大人・社会人になりたいか

(2) 作文について

- ア 文字数600字以上800字以内とする。
- イ 時間は50分とする。

4 特色入学者選抜の定員

22人以内（うち県外（県外通学を含み県外指定地域を除く）10人程度）

5 出願期間及び受付場所

- (1) 出願期間は、令和7年1月23日(木)及び1月24日(金)とする。受付時間は、令和7年1月23日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、1月24日(金)は午前9時から正午までとする。郵送の場合は、書留によることとし、1月24日(金)正午必着とする。
- (2) 受付場所は、鳥取県立日野高等学校(本校舎)とする。

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨310番地
電話 (0859) 72-0365

6 検査日時

- (1) 作文及び面接は、令和7年2月3日(月)に鳥取県立日野高等学校(本校舎)において行う。
- (2) 志願者は、午前9時までに鳥取県立日野高等学校(本校舎)に集合すること。

7 合格者の発表

特色入学者選抜の合格者の発表は、令和7年2月10日(月)の正午までに特色入学者選抜結果通知書(中学校宛・志願者宛)により、選抜の結果を中学校長に通知する。

8 携行品

ア 受検証 イ 筆記用具 ウ 上履き

9 その他

- (1) 入学確約者は、一般入学者選抜に出願することはできない。
- (2) 特色入学者選抜に合格しなかった者及び合格したが入学辞退書を提出した者は、一般入学者選抜を受検することができる。
- (3) その他は令和7年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項に従う。
- (4) 検査当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、校長が中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。
この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- (5) 身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。
この場合、令和7年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項に従い、配慮に当たっての申請を行わなければならない。
- (6) 中学校における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、中学校から自己申告書を入学志願書に添付して、志願先高等学校の校長に提出することができる。